

# 仕 様 書

## 1 業務名

鴨池公園水泳プールろ過装置ろ過材及びドレンバルブ取替業務

## 2 業務の目的

鴨池公園水泳プールに設置している既存ろ過装置のろ過材を交換するとともに、ドレンバルブを取り替えることにより、水質の安全性を確保し、ろ過能力及び排水機能を回復・維持することを目的とする。

## 3 履行期限

契約書締結日から令和8年9月30日まで

## 4 履行場所

鴨池公園水泳プール（鹿児島市鴨池二丁目31番3号）

## 5 業務内容

- (1) 現場調査
- (2) ろ過材の取替に必要な材料・部品等の調達
- (3) ろ過材及び汚泥の撤去
- (4) ドレンバルブの撤去・交換
- (5) ケレン作業及び防食塗装（3回塗り）
- (6) 新規ろ過材の投入
- (7) 機器復旧、逆洗及び試運転の実施
- (8) 撤去したろ過材等の処分
- (9) その他必要な業務

## 6 対象機器及びろ過材の数量等

### (1) ろ過装置

型 式	全自動砂ろ過機 SRP-2800-HMT
製作者	株式会社三進ろ過工業
数 量	1基

### (2) ろ過材構成

1層目	支持砂利	12～20mm径	2,440L
2層目	支持砂利	8～12mm径	620L
3層目	支持砂利	4～8mm径	620L
4層目	支持砂利	2～4mm径	940L
5層目	ろ過材	0.5～0.6mm径	3,760L

### (3) ドレンバルブ

バルブ種別	手動ゲートバルブ
呼び径	25A (1インチ)
接続方式	ねじ込み (Rc1)

※ 既設と同口径かつ同等以上の性能を有し、J I S相当品とする。

## 7 現場調査及び事前協議

- (1) 契約締結後、速やかに本仕様書に基づき、ろ過装置の設置状況等について現場調査を行うこと。現場に相違がある場合は、市の施設担当者に速やかに報告し、その対応について協議すること。
- (2) 現場調査後、施設関係担当者（市の施設担当者、施設長、設備担当者）とスケジュール等について協議し、業務工程表を提出のうえ、市の承諾を得ること。作業期間中に休止が必要となる場合は、施設関係担当者と休止期間を共有し、作業期間を決定すること。  
また、スケジュールや体制表等に変更が生じた場合は、協議のうえ承諾を得て変更すること。

## 8 取替及び試運転等

- (1) ろ過装置等に損傷を与えないよう、適切に取替作業を行うこと。
- (2) 取替後、逆洗・本運転の試運転を行い、流量・圧力損失・水質およびドレンバルブの開閉・漏水の有無を確認し、その結果を市に報告すること。

## 9 ろ過材撤去及び処分

撤去したろ過材等は、関係法令に基づき受注者の責任で適切に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。なお、提出は契約期間後でも差し支えない。

## 10 業務完了報告書の提出

作業状況や試運転結果等を記した業務完了報告書を市に提出すること。  
報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（DVD-R等）及び紙媒体を各2部提出すること。

## 11 遵守事項

### (1) 一般的事項

- ① 受注者は、作業にあたり、関係法令を厳守すること。
- ② 受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等を遅滞なく発注者へ報告すること。もし、第三者又は従事者に損害が生じた場合は、受注者負担によりこれを保障すること。
- ③ 受注者は、作業現場に安全管理者を配置し、巡視、点検を行い、安全確保に努めること。
- ④ 受注者は、仕様書に疑義が生じた場合は、必ず発注者と協議し、その指示に従うこと。

また、仕様書に明記がなくとも履行上必要と認められる事項は、発注者の指示を受け、受注者負担で実施すること。

(2) 業務関係事項

- ① 上記3に示す履行期限までに全ての業務を終了すること。
- ② 本業務の履行において、建物等に損傷等を与えないよう留意し、損傷等を与えた場合は、速やかに発注者へ報告し、原形に復旧すること。
- ③ 施工に関して、関係機関等への申請等が必要な場合は、受注者が行い、その費用についても受注者の負担とする。
- ④ 作業準備等のために施設内に入入りする際は、施設担当者にあらかじめ申し出ることとし、連絡体制を密にするほか、退出時には現場の整理整頓を徹底すること。

(3) その他事項

- ① 発注者から業務に関する資料等の提出を求められた場合は、これに応じること。

12 瑕疵（不具合）発生時の取扱い

- (1) 契約期間終了日の翌日から12か月間を瑕疵担保期間とし、受注者の責に帰す不具合が発生した場合、受注者は無償で速やかに補修又は交換を行うこと。
- (2) 市又は施設からの連絡を受けた際は、24時間以内に一次対応し、必要に応じ現地確認を行うこと。
- (3) 補修後は試運転を実施し、その結果を報告書として市へ提出すること。
- (4) 天災・施設の不適切な操作等による不具合は、対象外とする。

13 その他

- (1) 本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議し定める。
- (2) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。

14 連絡先

鹿児島市観光交流局スポーツ課

振興係 担当：米山

電話 099-808-7504